

令和5年度 就学援助制度のお知らせ

柏原市教育委員会学務課

柏原市では、お子さんを柏原市立の小・中学校に就学させるのに経済的な理由でお困りの保護者に、就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度を行っています。この制度は、毎年度申請手続きが必要です。

1 支給対象者

柏原市立小・中学校に在籍する児童生徒又は翌年度に柏原市立小学校への入学予定者の保護者で、次の項目に該当する方です。

(1) 令和4年中の所得金額（世帯全員の合計額）が令和5年度認定基準額以下の世帯。

令和5年度認定基準額				
あくまでも目安の金額です。家族構成、年齢構成によって基準額が異なります。 記載されている基準額より少額でも否認定になる場合や、基準額より多額でも認定になる場合がありますのでご了承ください。				
家族数	2人	3人	4人	5人
基準額(家賃負担なし)	約162万円	約207万円	約229万円	約271万円
基準額(家賃負担あり)	約200万円	約245万円	約267万円	約308万円

(2) 災害、病気、その他家庭の事情により経済状況が急変した方。

※急変した理由のわかる書類の提出が必要です。申請時に申し出てください。

2 申請受付期間等

- (1) 当初申請期間 令和5年4月10日(月)から令和5年5月12日(金) (土日祝を除く)
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 受付場所 柏原市役所2階多目的室2-1、または通学する小・中学校

3 申請時に必要なもの

- (1) 預・貯金通帳（小・中学校の諸経費で使っている、または使う予定の口座）
 - (2) 賃貸住宅にお住まいの方は、家賃負担額がわかる契約書等の写し
 - (3) 身体障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳の写し
- ・ 本年1月2日以降に転入された方は申請時に申し出てください。1月1日にお住まいの市町村で6月から発行される所得証明書が申請後に必要です。
 - ・ 所得の申告がお済でない方は、必ず済ませておいてください。（給与所得のみの方で勤務先から柏原市へ「給与支払報告書」が提出されている方は不要です。）

4 支給の決定と支給方法

- (1) 住民基本台帳および課税台帳等により審査を行い、認定・否認定を決定します。
- (2) 所得の申告がないなど、審査できない場合は、否認定になります。
- (3) 当初申請期間内に受付した審査結果(認定・否認定)は、8月中旬に保護者へ通知します。
- (4) 支給については、原則、年2回です。前期分(4~9月分)を9月末、後期分(10~3月分)を令和6年3月に振り込みます。
- (5) 学校諸経費が未納の場合は、学校長口座振込に変更し、かつ、その未納分に充当することがあります。
- (6) 年度途中で世帯状況や世帯収入が変わった時は、再申請、再審査が必要になる場合があります。

裏面もご覧ください

5 援助の対象となる費目及び金額

(単位：円)

生活保護世帯の方は、小学校6年生と中学校3年生の修学旅行費のみ対象となります。ただし、実施月を過ぎてからの申請や、修学旅行を欠席した時のキャンセル代等は支給されません。

生活保護世帯以外の方は、以下の表のとおりです。

援助費目		翌年度 小学校 入学 予定者	小学生						中学生			
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
学校 給食費 (注1)	月額		4,050	4,050	4,150	4,150	4,250	4,250	4,700	4,700	4,700	
	前期		18,200	20,250	20,750	20,750	21,250	21,250	23,500	23,500	23,500	
	後期		24,300	24,300	24,900	24,900	25,500	25,500	28,200	28,200	28,200	
学用品費	前期		5,815	6,950	6,950	6,950	6,950	6,950	11,365	12,500	12,500	
	後期		5,815	6,950	6,950	6,950	6,950	6,950	11,365	12,500	12,500	
小学校入学準備金 後期(注2)			54,060									
中学校入学準備金 後期(注3)										63,000		
修学旅行費			23,000円以内						60,910円以内			
校外活動費 (2回限度)			実費						実費			
通学費 後期												
林間・臨海学習費			6,000円以内						7,500円以内			
医療費 (下記6参照)			学校保健安全法に基づく病気の治療にかかる自己負担分									

注1 給食費について、前期は、給食費がない8月分を除きます。小学校1年生の4月分は2,000円ですので、小学校1年生の前期は18,200円となります。

また、返金がある場合は、その返金額を差し引いた金額(実費)となります。

注2 小学校入学準備金は、令和6年度入学予定者で2月末時点の認定者のみ対象となります。

注3 中学校入学準備金は、小学校6年生で2月末時点の認定者のみ対象となります。

6 医療費の支給について

学校保健安全法に基づく病気は、虫歯、中耳炎、結膜炎(アレルギー性含まない)、トラコーマ、白せん、疥せん、膿痂疹、慢性副鼻腔炎(アレルギー性含まない)、アデノイド、寄生虫病です。

(1) 認定通知が届くまでに治療された場合、患者名・病名・治療期間が明記された病院領収印のある領収書(病名の記載がないものやレシートは不可)、はんこ、申請時の預貯金通帳、認定通知の4点を学務課までご持参ください。

(2) 認定通知後は、医療券の交付申請が可能です。医療券は2か月毎の更新となります。

※注意事項

- ・当初申請期間に申請されて認定となった方は、4月認定となります。
- ・当初申請期間を過ぎた場合でも、途中申請として令和6年2月末まで受付しますので、教育委員会学務課、または通学する小・中学校へ申請してください。なお、途中申請は申請月からの認定となり、学用品費、学校給食費は月割り支給となります。
- ・万一、支給時に振り込みできなかった場合において、連絡先の不明その他振り込みできない状況が相当期間内に解消されない場合には、援助の必要がなくなったものとみなして、支給を停止し、または認定を取り消すことがあります。また、支払うべき学校納付金(給食費等)が未納の場合は、学校長口座に振り込む場合があります。

詳しくは教育委員会学務課へお問い合わせください。 TEL 072-972-1697 (直通)